

平成18年第8回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

平成18年12月12日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
- 第 4 町長の招集あいさつ並びに行政報告
陳情等上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第10号 秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める陳情書
- 第 6 陳情第11号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を
求める陳情書
- 第 7 陳情第12号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を
求める陳情書
- 第 8 陳情第13号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情書
- 第 9 陳情第14号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書
- 第10 陳情第15号 米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める陳
情書
- 第11 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆 一 君	4番	熊谷 隆 一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	泉 美和子 君
9番	武藤 威 君	10番	戸沢 藤 一 君
11番	森元 淑雄 君	12番	熊谷 良夫 君
13番	齊藤 新一郎 君	14番	澁谷 俊二 君
15番	泉 繁夫 君	16番	吉野 久 君
17番	深沢 義 一 君	18番	高橋 正治 君
19番	戸澤 勉 君	20番	飛澤 龍右工門 君
21番	高橋 猛 君	22番	伊藤 福章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	助 役	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇 一 君	町長公室長	澁谷 喜 一 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	藤原 茂夫 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長 （六郷庁舎）	飛澤 明則 君	総合サービス課長 （千畑庁舎）	齊藤 民 一 君
総合サービス課長 （仙南庁舎）	樋場 雄 一 君	福祉保健課長	辻 一 志 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	照井 一夫 君	国体準備室長	澁谷 陽 嗣 君
出納室長	深澤 章 一 君	農業委員会 会 長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局長	山内 英世 君	教育委員長	清水 猛 君
学務課長	高橋 薫 君	社会教育課長	泉谷 隆雄 君
幼児教育課長	鈴木 隆 君	代表監査委員	久米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

参 事 渋谷 新一
主 任 武田 浩之

上 席 主 査 後 藤 貞 江

◎開議の宣告

○議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第8回美郷町議会議定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番福田 守君、3番杉澤隆一君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日12月12日から15日までの4日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、戸澤 勉君、登壇願います。

（議会運営委員長 戸澤 勉君 登壇）

○議会運営委員長（戸澤 勉君） おはようございます。

12月6日議会運営委員会を開催しまして、次のとおりに決定しました。ご報告いたします。
定例会議の会期及び審議内容について。

会期につきましては、12月12日から15日までの4日間といたしました。

次に、内容について申し上げます。

初日は、議長の諸般の報告、町長の招集あいさつ並びに行政報告を行い、陳情の審査を各常任委員会に付託し、その後、一般質問を行う予定です。質問者は6名です。

13日、水曜日は、本会議を休会しまして、各常任委員会を開催し付託されました案件の審査を行う予定です。

14日、木曜日は、午前10時より本会議を再開しまして、報告第20号及び議案第71号から議案第84号までの内容の説明を行う予定です。

15日、金曜日は、14日に説明のありました議案第71号から議案第84号までの審議を行う予定です。その後、委員会報告を行いまして終了の予定です。

以上、ご報告いたします。

○議長（伊藤福章君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） それでは、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（伊藤福章君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査平成18年度9月分、10月分の報告、並びに定期監査の報告、六郷まちづくり株式会社より平成17年度営業報告書及び決算報告書、平成18年度事業計画書の報告がありました。その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ並びに行政報告

○議長（伊藤福章君） 日程第4、町長の招集あいさつ並びに行政報告を行います。

本定例会に当たって町長より招集あいさつ並びに行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 平成18年第8回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要を説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、先般、新聞報道等がありました町長交際費についてですが、お招きをいただいた政党や政治家への会合に対し、疑いを持たずに公費支出したことについて、まずもっておわび申し上げます。

就任以来の支出内容を精査し、不適切と考えられる13件計9万3,000円について、10月25日に返還いたしました。また、これとあわせて新たに支出基準を定めるとともに、支出内容については町のホームページで公開することとし、11月支出分から公開しております。今後、十分に留意してまいります。

町長公室関係ですが、政策及び各種事務事業のより高い水準での実現、並びに職員の能力向上を目的とする町独自の目標管理制度を段階的に実施することにいたしました。第1段階として特別職・管理職を対象に19年度の施政方針案に基づいた庶務遂行方針の設定、面接技術等について研修を実施したところです。今後は組織目標の設定について施設長・班長を対象に研修を実施し、平成19年4月からの制度導入に向けて取り組んでまいります。

総務課関係ですが、11月3日、「町の日」記念式典を開催し、約400人の町民の皆様にご来場いただきました。式典では長年にわたり町政の発展に寄与された18名の方々を功労者として表彰するとともに、学習院大学教授の佐々木 毅氏から次代を担う子どもたちの教育に関して記念講演をいただきました。

次に、平成19年度の新規職員採用試験についてですが、職務経験者も合わせて43名の応募があり、38名が一次試験を受験しております。二次試験は一次試験で選抜された10名が受験し、うち3名を任用候補者名簿に登載しました。

企画課関係ですが、10月27日から29日にかけて大田区の秋田美郷交流会の一行30名が来町し、美郷フェスタや郷土資料館等の見学、りんごのもぎ取り体験など美郷の秋を満喫し交流のきずなを深めております。

また、11月11日、12日に開催された「OTAふれあいフェスタ2006」には、町より交流・物販合わせて48名が参加しました。今回はオープニングイベントとして町の菖蒲太鼓保存会が

「後三年の役合戦太鼓」などを演奏し、大田区民から大きな評価をいただくなど交流の輪をさらに広げております。

次に、生活バス路線についてですが、9月26日に羽後交通株式会社から経営改善、経営改革の一環として路線の廃止及び一部廃止について申し出がありました。町関連路線では、高畑荒川線について平成19年9月末日をもって廃止したい旨の協議がありましたが、町としましては通勤・通学を初めとする地域の公共交通としての役割をかんがみ、大仙市と連携を図り存続に向けての要望活動等を実施するとともに、あわせて地域交通のあり方についても検討を進めてまいりたいと考えております。

住民生活課関係ですが、さきの議会定例会において報告しております7月19日付のモーター類似旅館新築等同意申請について、美郷町モーター類似旅館規制審査会での答申を踏まえ、8月18日付で申請者に対して不同意の内容で決定通知書を交付していましたが、10月25日付で町に対して不同意処分の取り消しなどを求める訴状が秋田地方裁判所に提出されました。町では、地域住民の意向も踏まえながら条例にのっとり適正に対処してまいりましたが、町民各位に心穏やかならぬ思いを抱かせる事態になりましたことをまことに遺憾に存じております。今後、弁護士と協議しながら肅々と対応してまいります。

次に、後期高齢者医療制度についてですが、広域連合設立に向けた設立準備委員会が9月に発足し、秋田県市町村会館内に事務局を設置するとともに各般の作業を計画どおり進めており、本定例会では設置に係る議案を提案しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、大仙美郷環境事業組合のし尿処理施設整備についてですが、12月6日に竣工検査を行い引き渡しを受けております。

また、同じく一般廃棄物最終処分場建設工事については、造成工事を実施中で11月末現在で8.4%の進捗率となっておりますが、建設地の土質が当初想定より軟弱のため、工程等の見直しを行う必要が生じてきております。

次に、災害時の対応体制についてですが、9月28日、通信体制整備の一環として町内アマチュア無線資格者及び町内タクシー業者と協定を結ぶとともに、生活関連物資の調達については10月23日、美郷町商工会と協定を締結し、その体制整備を図っております。

福祉保健課関係ですが、先般の近隣市での大変痛ましい事件を踏まえ、町では11月24日、美郷町要保護児童対策地域協議会を構成する幼稚園、保育園、小中学校などの教育関係者や小児科医、警察、民生児童委員、保護者代表の方などにお集まりいただき、児童虐待の早期発見と関係機関の連携強化について改めて相互確認しております。

また、引き続き県や専門機関が実施する児童虐待防止に関する研修に町職員を参加させ、職員資質の向上にも努めてまいります。

次に、介護保険法改正に伴う「地域密着型サービス」についてですが、第3期介護保険事業計画で18年度中の整備を見込んでいた事業について事業開始予定者を公募し、大曲仙北広域市町村圏組合介護保険運営協議会において検討しております。その結果、10月1日付で小規模多機能型居宅介護4カ所、グループホーム1カ所、小規模な介護専用有料老人ホームである地域密着型特定入居者生活介護4カ所が広域市町村圏組合から指定されております。美郷町関係では、小規模多機能型居宅介護2カ所、特定入居者生活介護1カ所となっております。小規模多機能型居宅介護については1カ所が六郷地区で、既に事業が開始されております。また、もう一カ所は千畑地区の事業者で、ことし12月末の事業開始予定と伺っております。「小規模多機能型居宅介護」は、利用者の様態や希望に応じて在宅サービスの提供が柔軟にできることから、利用者にとっても使い勝手のよいサービスとなるよう期待しているところです。

商工観光課関係ですが、10月1日に旧六郷観光協会と旧仙南観光協会の統合、並びに千畑地区観光事業を一体化する協定が整い美郷町観光協会が発足いたしました。景勝地や史跡等の宣伝、商業や農業との連携などによる観光振興の推進役として大きな期待をしております。

また、11月6日には美郷町企業連携協議会が発足いたしました。この協議会は町内企業間の交流及び連携を促進するとともに、あわせて地域振興等に資することを目的としております。ともに町の地域振興を担う団体として今後の連携・協力体制を整えてまいります。

次に、千畑スキー場関連ですが、12月7日、西武ホールディングスは、子会社である株式会社プリンスホテルが運営する阿仁スキー場を含む全国12のスキー場などを米国の投資会社に一括売却する旨を発表いたしました。残念ながら今回は千畑スキー場が含まれておりませんでした。プリンスホテルからは今後も売却先を求めて交渉を継続する旨の連絡をいただいております。町といたしましては、その動向を見守ってまいりたいと考えております。

次に、湯とびあ雁の里温泉についてですが、安定した温泉揚湯量の確保のため県内外の温泉掘削業者に対して考え方や工事金額等の見積提案書を求めておりましたが、町の考え方と業者からの見積提案に隔たりがあったため、町が求める仕様等を精査し、その上で再度温泉掘削業者に見積書を提出していただくことにいたしました。急ぐ案件ですので早急に進めてまいります。

建設課関係ですが、9月定例議会以降の工事発注状況は、横断暗渠布設工事など道路維持工事として528万円、赤城・扇田線ほか36路線の道路改良舗装工事として2億809万3,000円を発注しております。また、住宅建設関係工事として9,618万円、六郷東部地区簡易水道事業と公共下

水道事業はアロケーション工事として 4,200万円を発注しております。

農政課関係ですが、管内の米の作柄と秋田統計情報センター発表県南地区の作況指数ですが、雪消えのおくれによる春作業のおくれと7月の長雨等による収量の低下が心配されましたが、県南は101で平年作となりました。12月1日現在の米の出荷状況ですが、町全体では60キログラム換算で昨年より約8,000俵少ない33万3,260俵が集荷され、一等米比率は昨年より1.4ポイント高い95.8%となっております。

次に、平成19年度から始まる新たな経営安定対策への対応ですが、県や農業団体と連携のもとで地域の合意形成を推進するため、春作業までの説明会に加え9月から11月にかけても集落説明会を延べ26カ所で開催しております。その結果、現在のところ1法人を含む23の集落営農組織等が設立されております。さらに5法人を含む37の組織が今後の設立を目指して現在協議を重ねているところです。なお、町内の認定農業者数は11月末現在534名で、うち4ヘクタール以上の農家は235名となっております。

次に、今年度から2カ年継続事業で建設を推進している堆肥センターについてですが、美郷町堆肥センター運営検討委員会の答申に基づき農業団体、畜産団体、園芸作物生産団体など代表者11名による美郷町第3セクター設立検討委員会を12月6日に設置し、第3セクターによる運営について現在検討を進めております。

次に、熊対策についてですが、夏以降、目撃情報や果樹被害が相次ぎ、その被害防止のため猟友会のご協力のもと千畑地区の樹園地内等に捕獲おりを設置するとともに、六郷地区にも捕獲おりを新たに準備するなど駆除に向けて取り組みを強化しております。8月14日から10月30日にかけて月の輪熊計9頭を捕獲しております。

次に、平成19年度から始まる新たな経営安定対策の両輪として実施されます「農地・水・環境保全向上対策事業」についてですが、事業要望地区を対象として事業対象農地の取りまとめと事業内容についての説明会を町内3カ所で実施いたしました。現在のところ意向を踏まえた支援対象面積は5,138ヘクタールとなっております。

国体準備室関係ですが、秋田わか杉国体の競技別リハーサル大会として「バドミントン日本リーグ2006 2部秋田大会」が12月1日から3日にかけて開催されました。大会期間中は町民ボランティアの方々からご協力をいただき、無事に大会を終了することができました。今回の大会では、自転車競技のリハーサル大会の経験が随所で生かされたと感じております。来年の国体ではさらに大勢の町民の方々から参画をいただき、皆さんの記憶に残る国体とするよう今後さらに関係団体と連携をとりながら準備を進めてまいります。引き続きのご支援とご協力をお願い申

し上げます。

学務課関係ですが、去る11月22日、仙南東小学校においてノロウイルスを原因とする嘔吐、下痢などの健康被害が発生しました。30人の児童が嘔吐・下痢の症状を訴え欠席、ただちに大仙保健所へ連絡。感染症胃腸炎が懸念されたため、学校医等関係機関の指導により机や蛇口など触れる頻度の高いところを中心に消毒を行うとともに授業を短縮して下校させ、保護者の皆さんに予防・感染対策の周知を図っております。

また、町内のほかの小中学校・幼稚園・保育園にも感染予防パンフレットを配布し、注意喚起に努めております。23日に大仙保健所から「検査の結果、ノロウイルスによる感染」との通知を受け、24日には小中学校・幼稚園・保育園にこのことを伝え、消毒や手洗いの徹底を指導しております。27日にはいずれの児童も快方に向かい、新たな欠席者は1人という状況でした。今後、拡大の心配は少ないものの、症状がなくなっても1週間から4週間は腸内にノロウイルス菌が残留することですので、引き続き子どもたちの健康観察、健康管理及び消毒など学校の施設管理には細心の注意を払いながら感染予防に努めてまいります。

最後になりますが、教育長でありました・橋福雄氏が一身上の都合から12月11日付で辞任いたしました。・橋氏には、美郷町初代教育長としてこれまで熱心に教育行政の指揮をとっていただきました。心から感謝申し上げます。後任につきましては、できるだけ早期にご提案してまいりたいと存じます。なお、その間、規則に基づき学務課長が教育長職務代理人となります。

続きまして、提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

報告第20号 専決処分事項の報告についてですが、通園バスの事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたのでご報告するものです。

議案第71号 秋田県後期高齢者医療広域連合の設置についてですが、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療の事務処理及びその準備行為を行うために秋田県後期高齢者医療広域連合を設置することについてお諮りするものです。

議案第72号 秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更についてですが、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、組合格約別表で引用する条番号を改めることについてお諮りするものです。

議案第73号 秋田県市町村会館管理組合格約の一部変更についてですが、市町村合併により組合を組織する地方公共団体が大きく減少したことから組合の議会議員定数を見直し、また、地方自治法の一部改正により助役、収入役制度等の見直しが行われることに伴う組合格約の変更についてお諮りするものです。

議案第74号 美郷町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてですが、地方自治法施行令の規定に基づき長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定める条例の制定についてお諮りするものです。

議案第75号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてですが、人事院規則の改正にあわせ職員の休息時間を廃止し、また、育児、介護を行う職員の早出遅出勤務の措置を講ずることについてお諮りするものです。

議案第76号、77号、78号及び79号 指定管理者の指定についてですが、あったか山等の公の施設を管理運営する指定管理者及びその指定期間についてお諮りするものです。

議案第80号 平成18年度一般会計補正予算第5号についてですが、障害者自立支援法の施行に伴う予算の組み替え、農業夢プラン応援事業費補助金の増額、六郷中学校吹奏楽部のマーチング全国大会出場に要する経費等についてお諮りするものです。

議案第81号 平成18年度国民健康保険特別会計補正予算第3号についてですが、国保連合会が新年度から新しい電算システムを導入することに係る経費についてお諮りするものです。

議案第82号 平成18年度簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてですが、六郷東部地区の供用開始に対応する料金システムの改造に係る経費、公債費における平成17年度借り入れの町債に係る利子分の増額等についてお諮りするものです。

議案第83号 平成18年度下水道事業特別会計補正予算第4号についてですが、六郷東部地区の簡易水道の供用開始に対応する下水道料金システムの改造に係る経費、17年度借り入れの町債に係る公債費の増額等についてお諮りするものです。

議案第84号 平成18年度農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてですが、新設の公共升設置接続に係る経費、平成17年度借り入れの町債に係る公債費の増額等についてお諮りするものです。

以上、行政報告とともに提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 日程第5、陳情第10号 秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める陳情書についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。

この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第10号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

次に、日程第6、陳情第11号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める陳情書についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。

この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第11号については総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

次に、日程第7、陳情第12号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める陳情書についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。

この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第12号については総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

次に、日程第8、陳情第13号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情書についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。

この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、陳情第13号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

次に、日程第9、陳情第14号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。

この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、陳情第14号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

次に、日程第10、陳情第15号 米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める陳情書についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。

この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、陳情第15号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長(伊藤福章君) 日程第11、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順に許可いたします。

質問者は一般質問席に登壇して発言してください。

◇ 武 藤 威 君

○議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君の一般質問を許可いたします。9番武藤 威君、登壇願います。

（9番 武藤 威君 登壇）

○9番（武藤 威君） おはようございます。9番武藤でございます。

生活保護についてでございますけれども、このことにつきましては前の議会でも一部触れましたけれども、また今回、ずらっと項目を並べておりますけれども、ほとんど確認の意味での質問でございますので割と早く進むと思っておりますけれども……。

ところで、今、「働けど働けど我が暮らし楽にならざり。じっと手を見る」というような歌が思い出されるような時節に入ってきております。二、三日前ですか、NHKの9時からの番組でやりましたけれども、働く貧困層ということで数例を出しながら働いても働いても生活保護基準以下のお金にしかならないと。何ともならないけれども頑張っている姿を放映してありましたし、また、その第一段が1カ月前ですか2カ月前ですか、やはり50分ぐらいの番組で行われました。この醜い顔もちょっと放映され、全国版で出されてしまいまして、遠くは東京、仙台、岩手、町内外から、そのとおりだという激励の言葉などいただきましたけれども、今、個人情報保護法というものがあって、なぜ電話までわかってこうやって来るのかなというある面では迷惑的なことでもございましたけれども、いずれにせよ大変な時代。町内を回ってみましてもそれに近い、あるいはそのとおりだという方も見受けられるわけでございます。そういう中での質問です。

生活保護は、働いているかいなかにかかわらず生活に困ったときに憲法25条に守られて、町民、また国民もですけれども生活保護法などに基づいて最低生活が保障される制度なわけですがけれども、いわゆる生活保護は健康で文化的な最低生活に必要な基準にもなっているわけで、ただこの基準がさまざまな基準になっているように私は考えております。生活苦や貧困、病気は個人の責任だけではなく、いつも言いますけれども低賃金政策、それから貧しい健康、医療、福祉政策、また経済政策など社会的原因によるものが大きな原因ではないかなと私は思っております。

そういう中で、行政の――国もですけれども、責任でこうした社会的原因から国民、町民を守るという目的でつくられているものと思っております。ただ生活保護基準の額ですけれども、

地域による低賃金、このもとともなっているわけでございますけれども、そして、今、賃金ももちろんですけれども農業関係でも収入を抑えるという役割もしておりますし、この保護基準は税金の課税にももちろん影響しておりますし、また各種制度を利用するときもこれが基準となっていると。ですから、例えば就学援助適用基準の場合、美郷町やほかの自治体ももちろんですけれども、収入が、所得が保護基準の何倍ぐらいあるのかというところからも計算されているようにも思われるわけでございます。

ところが、今、長引く不況と医療を初め各種制度の改悪によって、我々の暮らしは大変だと先ほどから言っておりますけれども、こうした時期にこそ生活保護というのは大事なわけで、今、失業やリストラ、それから商売がえ、いろいろな商売をやっているけれども次々とシャッターを閉めなければならないという人もたくさん出ておりますし、収入の減少が続いているわけで、こういうことがもうちょっとわからなければ、行政もですけれども一般人もですけれども、お互いにわかっていかなければ大変な時代、どん底になって、中にはサラ金等を利用し、またそれを払うために別のところから借りる多重債務者も出てくるし、そういう人たちが続々と出てきているような感じでございます。もちろん生活保護費は厚生大臣が決めた基準額で住んでいる地域や家族構成に応じて計算されると思いますけれども、そういう中で各世帯によって違うわけでございますけれども、それが保護基準以下の世帯であれば保護費として支給されるのではと私はもちろん考えております。

しかしながら、こうして回って歩いてみますと、昔、福祉関係に携わっていたある方は、働いていると生活保護は受けられないと言われたと。私は、そういうことは絶対はないと反論したいわけでございますけれども、働いて収入があっても生活保護基準以下であれば受けられるのではないかという観点で、その辺をまず第一点目として聞きたいと思います。

それから、2番目ですけれども、今持っている資産は売るなどして処分しなければ生活保護は受けられないと思っている人もいるようでございますけれども、私はもちろんそのようなことはないと思いますけれども、生活に必要な電話や電気製品、自動車などを持っている場合には、生活保護を受けるに当たって保有できる条件などありましたら、これも確認です。例えば、冷蔵庫や電話、バイクなど生活を維持していくために必要であれば処分しなくてもよいのではないかなと。例えば、車はちょっと病院、その他子どもの送り迎え等、地理的条件が悪いということで何としても支障があるという状況が生まれてくると思います。そういうことからかんがみまして保有できる条件はあるのかどうかということでございます。

また、一方で通勤、また事業関係もですけれども仮に保有が認められる場合、例えば自賠責保

険とか任意保険とか自動車税とか、これは必要経費になるのかならないのか、その辺。

それから、ルームエアコンなんて書いておりますけれども、例えば、寝たきりの人たちとか障害者、体の状況や病状によって何としても使わなければならないという場合は何となっているものなのか、そのあたりでございます。

それから、これはずっと前のことになりますけれども、生活保護の申請に役場に行ったら生命保険を解約するなり貯金をおろすなりして生活費に充てなさいと。それがなくなったらもう一度訪ねてきてくれと言われた例もあったようでございますけれども、貯金や生命保険は地域の人の貯金額や生命保険の加入状況などから見てつり合いがとれていて、その中で貯金を使ったり、また保険を解約しない方が生活を維持するのに効果的な場合は処分する必要はないと私は考えますけれども、どうすることが自分の生活維持に効果的で、自立助長に役立つかは一人ひとりそれぞれの世帯によって違うと思いますけれども、この辺の考え方をお知らせしたいと。

それから、同じようなことですが、田畑や山林、また住宅ローンがあるときは処分等の条件は何となっているものかというところでございます。

居住用の家は保有を基本にしていることや処分価値よりは利用価値が高いと認められる土地や家は処分しなくてもよいと聞いておりますけれども、いわゆる土地や家は居住用であり、売るなど処分しないで住んでいる方が処分後の新しい家賃の額などから見て利用価値が高く、その地域とつり合いがとれているという条件を満たせば処分する必要はないと、聞いたか何かで見たんですけれども、私はそう思っております。田畑や山林の場合、地域の人々とつり合いがとれる程度の面積で、3年後とか5年後にはまた使うという見込みなど条件があればいいのではないかなと思うわけですが、その辺と、また、住宅ローンのある家を持っている世帯は原則として保護の適用は行うべきではないと、昔、こうした世帯を一律に裁判で却下したという例もありましたけれども、たしか昭和63年ですけれども、同じ年に出された実施要領の別冊、問題集ですけれども、今、それが何となっているかわかりませんが、その当時は運用上の留意点としてローンの繰り延べやローンが短期間であれ少額の場合は適用しても差し支えないと、両方がありました。果して今は何となっているものか、その辺、また確認です。

それから、例えば、交通事故の補償金や保険金が支給されたとき、全額を収入とみなして保護費を減額したり保護を打ち切ろうとしては絶対にならないと私は考えます。これらの補償金のうち家族の自立助長に必要な事業開始の費用や医療費、家屋補修費、葬祭費、生活用品の購入費、事故による被害や生活基盤、いわゆる精神的なこともあるわけでございますけれども、そういうものを含めまして被害前の状況に戻す費用、災害に遭った場合、子どもの教育費に充てるための

費用は収入とされないと私は思っておりますけれども、幾らまで、どの辺まで自立助長の分として認めていいものか悪いものか、その辺も確認したいと。

それから、餓死や孤独死をなくする対策で無収入や低所得、生活苦などから電気代、ガス代等を滞納して送電、給水をとめられている方が美郷町の中にも出ております。餓死や孤独死など心配されます。申請がなくても町の責任で生活保護を適用する職権保護はないものかどうなのか、その現状をお知らせ願います。

これは新聞ですけれども、函館の湯川温泉のホテルマンをやった人が解雇になって仕事を探したと。でもなかなか見つからない中で役場に行ったら、四十何歳ですか、まだ若いから働きなさいと。ところがその人は糖尿病で足が壊疽になってやれないということで自殺したと。こういう例はたくさん全国で今、出ておりますけれども、そういうことが美郷町でも起きかねないと思われる件が一、二件、私の知る範囲にもありますけれども、やはりそれが心配されます。もし、こういうことが出て新聞ざたになるとあれだし……やはりある程度考えていかなければならないと思いますので、その辺も確認の意味でお知らせ願います。

それから、生活保護の葬祭費ですけれども、例えば、おじいちゃんとおばあちゃんと2人いて片方が亡くなったと。これ11月6日の新聞だったかな……、県内の福祉事務所に対して生活保護、役場も含めてだと思っておりますけれども、葬祭費の申請があった場合、香典の多い少ないにかかわらず無条件で支給するよう口頭連絡していたということが載っておりました。それを見ますと生活保護の葬祭費は祭壇、花、お布施などに充てられるもので、もちろん葬儀の際の飲み食い費用は含まれないわけでございますけれども、秋田市を除く県内の9市を含む合併市の場合は値段が書いてありました。17万4,000円が上限なそうですけれども、町村の場合は載っていなかったのかわかったらお知らせ願いたいと。

ところで、ことしの8月、由利本荘市の保護世帯が葬式終了後に葬祭費を申請した際に、香典の中で賄えという趣旨の話をされ支給されない事件が起きた例も出ております。やはり香典は地域社会の貸し借りのような性格を持っていて、常識はずれの高額でない場合は収入認定から除外するべきではないかと。実際、美郷町では何となっているか。とにかく全部確認の意味ですのでお知らせ願います。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 武藤議員のご質問にお答えいたします。

議員もご存じのとおり、生活保護世帯に関する具体的要件や確認のための個人資産等の調査、また、それを踏まえた保護の決定や支給額の算定については、生活保護法に基づき保護の実施機関である都道府県知事、あるいは市長及び福祉事務所を所管する町村長が行うこととされております。美郷町は県の平鹿地域振興局南福祉事務所の所管となっておりますので、質問要旨をもとに南福祉事務所に問い合わせた結果をご報告し答弁とさせていただきます。

最初のご質問ですが、生活保護は受けられるとのことだそうです。ただし、就労収入の場合は収入金額に応じた控除を認定するそうですので、実際の認定額は収入額よりも少額となるとのことでした。

2番目のご質問ですが、電話は保有していても構いませんし、ほとんどすべての家庭に普及しているテレビや冷蔵庫、ストーブなどの電気製品についても保有していても構わないとのことですが、自動車については、原則として認められないこととしているとのことですが、事業用として活用している場合や障害者の通勤用、山間僻地等居住者の通勤用、障害者の通院、通所及び通学用という要件に合致した場合は保有を認められる場合もあるとのことでした。

3番目のご質問ですが、保有が認められている場合の自賠責保険等については、必要経費の対象となるそうです。このほか通勤用自動車の場合であれば燃料代も必要経費の対象としているとのことでした。

4番目のルームエアコンの所有についてですが、認めているとのことでした。

5番目の貯金や生活保険の取り扱いについてですが、多額の預貯金や生活保険の解約返戻金などがあれば、まずそちらを生活費に回していただいた上で生活保護を受けてもらうことになるとのことでした。ただし、預貯金については保護開始月の最低生活費の5割相当額を資産から除外しているとのことでした。また、生命保険については危険対策を目的とする保険であって、解約返戻金が最低生活費の3カ月分以内であれば保有を認める場合もあるとのことでした。

6番目の田畑や山林などの処分についてですが、家屋及び宅地については処分指導していないとのことですが、処分可能な田畑や山林については原則として処分指導しているとのことでした。ただし、不動産の場合は簡単に売却できないので、将来にわたって売却があった場合には保護開始時にさかのぼって収入があったとみなして、開始時から支給した保護費相当分を返却してもらうことになるとのことでした。

7番目の住宅ローンとの関係についてですが、住宅ローンの返済については原則として次の事由により認められないことになっているとのことでした。

一つは、多額のローン返済は世帯の自立更生を阻害すること。また、保護受給中における資産

形成につながる。さらに、住民感情上の問題があるとのこと。

したがって、申請者の生活困窮の原因がローン返済にある場合は、その原因除去のため処分指導することになるとのことです。ただし、ローン返済が数カ月とか支払い額が少額であるとか極めて短期間で自立する場合などにあっては、例外的に認める場合もあるとのこと。

8番目の交通事故などの賠償金などについてですが、交通事故の賠償金については、そのお金をどのような用途に充てたかによって、その限度額が異なるとのこと。例えば、住宅改修の用途に充てる場合は、生活福祉資金の住宅資金の改修費の貸付限度額に相当する額になるとのことですし、結婚に充てる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額ということになるとのことです。生命保険解約返戻金については、家屋補修、生業等の一時的経費であって、申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものに充てられた額が限度額になるとのことです。どちらも自立更生の用途に供される額と認められた分を超えた額については保護開始時にさかのぼって、交通事故賠償金の場合は事故発生時にさかのぼって保護費を返還してもらうことになるとのこと。

9番目の職権保護についてですが、生活保護法第4条において、まず資産形成を行うこと。民法上の扶養やほかの法律で定められている公的扶助を優先させることと規定されているものの、同条には、さらに前2項の規定は窮迫した事由がある場合に必要な保護を行うことを妨げるものではないとあり、生命が危惧されとか社会通念上放置しがたいと認められる程度に状況が切迫している場合には、窮迫保護として早急に保護開始する場合があるとのこと。事例としては、行き倒れの人が緊急入院した場合や扶養義務者が突然なくなった子どもなどが考えられますが、実際には年に1件あるかないかといった程度とのこと。ちなみに美郷町では、このようなケースは今のところございません。

最後に香典についてですが、香典は収入認定していないとのことですので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 武藤 威君、再質問を許可します。

○9番（武藤 威君） あと6分しかございませんので、3分で言いますので1分ぐらいで答えてください。

大体わかりました。勉強になりました。

ところでローンですけれども、例えば倒産した方が生活保護を受けるという中で、さっきも言いましたけれども、倒産する前からサラ金から借りてまた借りて多重債務になってしまったと。

生活保護を受けなければならないという中であれば、例えば司法書士とか弁護士とかをつけて、その一部でやりくりするというようなことも例外としてやっているところもあるけれども、その辺何とかありませんか。

それから、これは経済の新聞ですけれども、所得税と住民税の定率減税、景気回復を理由に全廃されたと。しかしながら、一緒に引き下げられた所得税の最高税率は変わらないので、きょうの陳情にも出されております「格差社会」が広がっていくという現象が起きて、今、内閣の支持率も下がりかけておりますけれども、ただ、一つの例ですけれども、夫の暴力で子どもともども離婚したと。何とか離婚は承諾してもらったと。町営住宅に入らせてもらっているけれども、しかしながら小さい子どもを抱えてフルタイムの仕事にありつけないということで、別れるときに持ち出した金も底をついてしまったというような方。また、おやじが亡くなって母一人で子どもを育てなければならないという人もいますようです。そういう世帯が今、この町でもふえているような……住民生活課の人は一番よくわかると思いますけれども。ただ、私から言うまでもなく、そういう方たちを援助していた母子加算制度ですけれども、あれで昔からそういう人たちは助けられてきたけれども、3年間でなくすという法律ができてなくなってしまふ。そうなった場合に何かいい方法はないものかなという相談事も私に——私だけでないと思いますけれども来ておりますけれども、何かそれにかわるものがあつたら教えてください。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えする前に、先ほど9番目の質問事項に対する答弁で、私が「資産形成を行う」というふうに申しましたが、「資産活用を行う」でありますので訂正させていただきます。

その上で現在、再質問をいただいたことについてですが、冒頭で申しましたとおり生活保護については県の南福祉事務所が許認可権を持っておりまして、私ども軽々にこの場でケースに沿った答弁はできかねますが、一般論としてお答えできる範囲だけ福祉保健課長から答弁させます。

○議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） ただいま町長が申し述べましたとおり、断定的には申し上げられませんけれども、私のある程度経験した範囲で今の武藤議員のご質問にお答えしたいと思います。倒産もしくは多重債務、いろいろなところから借り入れを起こして返済不能になっている方々の場合、通常の場合は債務を免除する仕掛け、いわゆる自己破産の手続をとられるようです。その上で自立更生に向けた生活保護申請なり、あるいは就労斡旋なりという形で生活を維持していくという方向で取り扱っているというケースがあるようです。

それから、ただいまの母子加算の関係についてですけれども、これはちょっと国の制度でございまして、私からとやかくは申し上げられませんが、まず生活が保障できるような雇用環境なり労働条件なり、そういったものを母子世帯に対しても整えていくということが何よりも大事なんではないだろうかという気がいたしております。

以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 9番、よろしいですか。（「時間ですので」の声あり）

これで9番武藤 威君の一般質問を終わります。

これにて10分間休憩いたします。

（午前11時00分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時10分）

◇ 戸 沢 藤 一 君

○議長（伊藤福章君） 次に、10番戸沢藤一君の一般質問を許可いたします。10番戸沢藤一君、登壇願います。

（10番 戸沢藤一君 登壇）

○10番（戸沢藤一君） 質問に入る前に、間もなく本格的な降雪シーズンを迎えるわけでございます。町民のだれしもが今年の豪雪を思い出して、ことしはあんまり降らないでくれればいいなという思いだと思います。どうか除雪作業に対しては万全を期していただきたい、これをお願い申し上げます。

戦後農政の大転換と言われる品目横断的経営安定対策が来年度から始まるのを受けまして、JAおばこ、JAふるさとの資料によりますと、美郷町内では約80の集落で今年の6月ごろから県や町とJA、あるいは改良区等が地域の要請を受け、合同で、あるいは分担をして日夜をいとわず制度の説明をし、現在も続いていることと思います。説明を受ける農家にとっては初めての取り組みということもあって、疑問や不安を感じながらも厳しい農業情勢の現状からして少しでも

将来に明るい展望が見いだせるのかなというような思いで、一昨年のニューファーム千畑に始まって今年度中にも約40近い集落型経営体が設立されるようだと伺っております。また、来年の6月までには法人を含めて60近い集落営農が設立されるだろうとも伺っております。

しかし、町内の農家には、いまだに制度の具体化が見えてこないとか、個別経営になれてきたため経理の一元化への危惧や不安から、制度を理解しつつも決断できない農家も相当数いると思います。個人担い手や集落営農への加入は強制するものではないわけでございますけれども、美郷町の基幹産業である農業の将来を考えた場合、町では担い手確保にまだまだ努力しなければならないと思いますが、今後どのように推進していくのか。

また、設立した集落営農においては制度の決まりの一つである5年後の法人化、あるいは経営の一元化など今後の経営には不安も多いことと思います。これからの指導や支援がむしろ大事かと思えます。現在、農政課では3人で指導支援しておりますが、今後は担い手の確保と一方で設立した組織への指導など仕事量が倍になるような感じがいたします。現在の体制のままでは要望や要請に対応するのが厳しいのではないかと考え、担い手班の増員を望むところです。

あわせて集落営農を設立した地区では、昭和40年、あるいは50年代に耕地整理しているところもあり、現在では離作、あるいはえり作があり、集積や転作の団地化を図るのが困難なところもあるように聞いております。このような課題の解決や円滑な組織運営のための情報交換と制度の変化を早く伝達するという観点からも、連絡協議会的な組織も必要かと思いたしますがいかがでしょうか。

以上の3点について町長の考えをお伺いいたします。

次に、カントリーパーク事業について質問いたします。

現在、町では合併前に各地区で計画され継続された事業を地域に考慮しながら実施していることですが、9月議会で見直しを指摘された例にもあるように、引き継いだ事業であるにせよ、住民や利用する方にとって必要か否かを検討すべきではないでしょうか。

千畑地区には平成10年から継続しているカントリーパーク整備事業があり、19年度、来年で事業が終了することになっているようです。19年度は野球場周辺の整備と伺っております。平成10年から今年度までの総事業費は約13億3,000万円ほど投資されております。事業で実施した大台野広場の各施設の利用状況は、今年度町外を含めてグラウンドゴルフで6,800人ほど、パークとマレントゴルフでは350人ほど、またサッカー場の利用団体は24回ほどあり、おおよそ700人程度の方々が利用されていると考えられます。

一方、野球場の利用については今年度11回と極端に少ないわけですが。これには野球人口の減少

とか、町内にはほかにも設備の整った球場があるということも原因かと思います。このようなことから野球場に関してはラベンダー開園時の臨時駐車場としても利用されることがあります。こういうことを考慮しながら他の施設に変えることを提言いたします。少ない投資でも知恵と工夫によっては県南の南部を代表するような総合娯楽エリアにすることも可能かと思い、美郷の環境、あるいは娯楽の将来も含めた町長の考えをお伺いいたします。

最後の質問です。

多重債務に陥った方の救済の手助け、あるいは自殺予防に関してですが、県内の自殺者は全国一だとよく報じられております。その原因には病気や家庭不和、事業の失敗などさまざま原因があるわけでございますけれども、一つには、消費者金融からの借金を重ね返済困難に陥り、家庭のみならず友人や親戚まで迷惑をかけたということから、俗に言われる「死をもって償う」というような結論を出して、みずからの人生に幕をおろす方もいると思います。

県内の多重債務者は、おおよそ2万人もいると報じられております。その原因には収入を超えた支出、あるいはブランド品を身につける、買い求める、あるいは賭け事に夢中になって働かない、収入の範囲内で生活すればいいものを借金してしまうというようなことからして、まじめに生活している、収入範囲内で苦しいながらも生活している側から見るとほとんど同情の余地などないわけでございますけれども、返済につきものの利息が不当に高いのも原因だと指摘する声もあります。国でもようやく10月に貸金業の規制強化法案が提出されました。これで即座に問題が解決されるということもないわけで、鹿児島県の奄美市の例ですが、行政が多重債務者の解消に取り組み、相談があれば弁護士と連携しながら債務整理に当たるばかりか、市役所内で横の連絡をとりながら生活再建に向けて全力を挙げる活動を17年近くも行っているという記事も見ました。行政が個人の借金問題に立ち入る是非を聞いたら、「困っている住民があれば手を差し伸べる」それが行政の役目でしょうと担当者が言ったとありました。

また、11月には金融庁が全国約1,800市町村に相談窓口を設置するよう総務省と協議しているとの報道もあります。まだ先のことでございますけれども、多重債務者と自殺予防につながる窓口の設置について町長の所見をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 戸沢議員のご質問にお答えします。

初めに、担い手の確保と今後についてですが、議員ご指摘のように品目横断的経営安定対策での所得保障策は、制度的に個々の生産実績などにより支援額が決定されるために、現段階では仮

定の数値でしか説明できない状況ですので、具体性が見えない不安や取り組みへの温度差などもあるものと存じます。そうした不安や温度差の解消には、ひとえに制度の一層の熟知と模範事例の紹介などが大きな役割を果たすものと存じますので、町としましては引き続き集落営農等支援チームを通じて本対策の趣旨や内容の説明、課題解決に必要な情報などを提供し、そうした不安解消や温度差の解消に努めるとともに、農業夢プラン応援事業などハード事業など助成策も講じながら、関係機関との連携を保ちながら担い手の確保、育成に努めてまいりたいと存じます。

なお、このたびの対策では、農業者みずからがみずからの将来を切り開いていく意識が求められていると存じます。制度を理解していこうとする自助努力や経営に対する自己責任、自立意識の啓発に努めながら、より広範に担い手を確保、育成できるように努めてまいりたいと存じます。

また、組織設立後の経理指導については、県や関係機関との連携のもと経理研修会を開催するなど支援策を講じ、持続力のある組織運営を支援してまいりたいと存じますが、個別の支援については農政課に設置した担い手対策班のみでは物理的に無理ですし、来年度の担い手対策班の増員についても職員減少や国体開催などを勘案しますと現段階では困難ですので、関係機関で構成している集落営農等支援チームで分担しながら支援してまいりたいと存じます。

さらに、設立された組織等で構成する連絡協議会の設立につきましては、来年度以降、集落営農組織等の活動が実際展開されていく中で、組織代表者の方々のご意見やご要望等を踏まえて検討してまいりたいと存じます。

次に、カントリーパーク事業の見直しと継続についてですが、千畑カントリーパーク事業はラベンダー園を核とし、豊かな緑と雄大な真昼山麓一帯の景観に包まれた空間を生かした特定地区公園整備として、計画総面積18.6ヘクタールを対象に平成10年に事業着手しており、来年度が後期5カ年整備計画の最終年度に当たります。ラベンダー園散策路の舗装整備をもって事業完了の予定となっております。議員ご指摘の野球場については、事業採択当時はスコアボードや外野フェンス等の外周設備の整備を事業メニューに盛り込んでいたようですが、その後見直しが図られております。

また、今年度の野球場の利用は野球人口の減少によるものと存じますが、議員ご指摘のように少ない状況です。こうした状況を踏まえ、現段階ではまずは現状維持することとし、住民や利用者等の意見もいただきながら、今後、町全体で類似施設の利活用及び再編整備について検討を行い、その上で当該野球場の今後の活用方法を明らかにしていくことが肝要と存じます。

なお、現在のところラベンダーまつりの際には県内外から多くの観光客が訪れることから、野球場については多用途にも活用している現況があります。また、大台野広場一帯はもともと風光

明媚な空間であることに加えて、これまでの継続的な整備で多面的な機能集積を果してありまして、町にとっては大きな集客資源の一つであると認識しております。町主催の美郷めぐり事業や商工会主催の美郷再発見事業などでも自然の豊かさと施設の整備水準に一定の評価をいただいております。議員ご指摘のとおり知恵と工夫次第ではさらに魅力あるエリアになっていくものと理解しております。そのため各種イベントの開催など広く利活用を呼びかけるとともに、町としても今後の広範な利活用について検討を重ね、さらに多くの方々にその魅力を認識していただくように努めてまいりたいと存じます。

なお、総合娯楽エリアとしての位置づけについては、求める娯楽が年代や意識によって違いがあることから、一つの概念に整理することは難しいものと存じますが、いずれ私としてはこれまでの整備を生かした各種イベントの開催などを通じて、利用者に癒しや活力を同時に与えられるエリアとして、県南域のみならず県内に広く認知されることを望んでいるところです。

最後に、多重債務者と自殺予防についてですが、議員ご指摘のとおり多重債務に係る法律改正として、現在、国会では貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案を審議しており、11月30日には衆議院で可決、現在のところ参議院において審議途中と伺っております。

こうした中、議員ご指摘のとおり、さきの新聞報道等では平成19年中にも全国約1,800の市町村すべてに多重債務者の相談窓口を設ける方針を国が固め、金融庁と総務省が協議に入っている旨伝わってきているところです。

町としては、現在までにこれらに係る相談を受けてはおりませんが、議員ご指摘のとおり自殺の原因となり得る問題でもあり、今後の対応について考慮しなければならない問題であると認識しております。そのため今後の法案審議の経過を注視するとともに、金融庁と総務省の協議の推移を見守り、法案の可決及び県の方針が決定した後は速やかに対応してまいりたいと考えております。それまでの間は、ことし10月から全国一斉にスタートした日本司法支援センター、通称「法テラス」や秋田いのちの電話など相談業務を行っている関係機関等を活用してもらいながら、悩みを抱えた方々が適切な判断と対応をとっていただくように指導等に努めてまいりたいと存じます。

なお、美郷町社会福祉協議会でも、これら相談を含めた総合相談生活支援センターの設置について現在検討されていると伺っております。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 10番戸沢藤一君、再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで10番戸沢藤一君の一般質問を終わります。

◇ 吉野 久君

○議長（伊藤福章君） 次に、16番吉野 久君の一般質問を許可いたします。16番吉野 久君、登壇願います。

（16番 吉野 久君 登壇）

○16番（吉野 久君） 一般質問をいたします。

現在、町では来年度予算編成の時期を迎えております。私は、今定例会で19年度予算にかかわる二つの問題を一般質問し、町長の見解をお伺いいたします。

まず初めに、19年度行うべき美の郷・美郷町を目指した住民参画事業の創出についてお伺いいたします。

先日、町民からお手紙をいただきました。その内容は、道の駅せんなんに隣接し町民の篤志を募った桜の名所づくりの提案でした。「美郷町」の町名は、現状でもその名に違わぬものと自負しております。奥羽山脈の大自然に抱かれ四季折々に表情を変える田園風景や清水、松並木、土蔵づくりの商家など、暮らしに溶け込んだ昔ながらの景観を大切にしたいと思っています。

しかし、この提案のように美の郷・美郷町をさらに充実させ、全国に発信させることを願う町民も多くいらっしゃいます。新規の名所づくりは現在の町財政では難しいかもしれませんが、来年度開催される秋田わか杉国体を見据えて、今できるまちづくりにそんな町民の思いを生かせないでしょうか。例えば、公共施設や公園など町民が集う場所での町民みずからの美観維持活動、町内会や各種団体が行う花いっぱい運動、その団体や個人を対象にしたガーデニングコンテスト、既存の公共施設を再点検し、殺風景な施設や街路を再生し彩る新規植栽計画のアイデア募集など、身近な景観づくりでは町民が参画できる事業がいろいろ想定されます。総合計画の「共助・共生・創意・安定」というまちづくりの理念に沿いながら、美の郷・美郷町を目指す住民参画の事業展開は町の景観と町民の情操がともに潤うものであり、来年度事業としてだけでなく今後のまちづくりにもぜひ必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 吉野議員のただいまのご質問にお答えいたします。

美の郷・美郷町を目指した住民参画事業についてですが、議員ご提案の地域住民の思いを生か

したまちづくり、とりわけ美しいまちづくりに住民の参画をいただくことについては、心のよりどころとしての認識醸成や郷土愛をはぐくむ上で大変に意義深いものと存じます。

町としましてもこうした主体的な参画を促進、助長していくため、今年度から活力ある地域づくり事業として、規模の大小を問わず各地区での花いっぱい運動や花壇整備、地域内清掃といった環境美化に対する活動に対して補助金を交付しているところです。今年度は、11月現在で6地区に補助金を交付しております。

また、農業分野でも良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産の取り組みを促進していくため、来年度から農地・水・環境保全向上対策として地域住民が主体的に参画して農村環境をよくする共同活動への支援制度が始まるところであり、町としてはこうした活動も推進していくことで地域の環境をみずから考え、みずからの行動で具体化していく取り組みを推進していくこととしております。

さらに、来年度開催する国体においては各地域に国体協力会を立ち上げ、協力会の活動として環境美化に取り組んでもらうことを想定しておりますので、こうした取り組みを総合して美の郷・美郷町を目指してまいりたいと存じます。

さらに、こうした取り組みはそれぞれの分野で徐々に具体化しているわけですが、より柔軟な町民提案や広範な町民参加についても今後は必要なものと理解しております。まずは、そのために町民が声を出しやすい環境はもとより、その声を町民みずから主体的に具体化していく環境、つまり共働と参画のまちづくりの仕組みが必要なものと存じます。そのため町では現在、NPOやボランティア、住民の参画を中心とした共働と参画のまちづくりに関する先進事例調査を進めるとともに、本年10月に庁内の職員で構成する共働と参画のまちづくり検討会を組織し、共働と参画のまちづくりの基本的な方向等について検討しているところです。この検討会での議論を踏まえた上で、今後は実際に地域で活動している方々などを委員にした外部検討委員会を設け、できるだけ早期に具体的な構想を明らかにしてまいりたいと考えております。

いずれ議員ご提案の住民参画については、町民からのご提案とともに提案者みずからが率先してその取り組みに参画していただけること、さらに広く町民からも参画していただき、その提案が実効ある取り組みとして機能する仕組み構築が肝要と存じますので、まずは各分野で現在取り組んでいる事業を通じて共働・参画の認識の浸透を図るとともに、各般にわたり共通の具体の仕組みづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

○16番（吉野 久君） この質問に関しては1点だけ再質問させていただきますけれども、町長の答弁の中でもございましたが、来年度秋田わか杉国体が開催されるわけです。それで、町民参画の事業展開というのは、やはり民意の高揚というものが必要ですし、すごくいい機会になるのではないかなと考えております。これを契機に国体が終了後もそういうような活動が引き続き行われることが理想ではないかなとは考えておりますけれども、ただ1点だけ、仙南地区、千畑地区もそうなんです、田園風景に街路樹が似合うのかどうか、これはちょっとわかりませんが、坂本東嶽翁の事例もあります。何か田園風景が殺風景かなと私、日ごろ考えております。そこから辺年次計画でどうにかできないかなという点と、また、仙南庁舎なんですけれども、庁舎の敷地内に旧郷土資料館ですか、ちょっと景観を損ねるような……町長、中に入ったことございますか、建物がございませぬ。これ、やはり国体を前にいずれ何か決断しなければいけないのではないかなと私は考えておりますけれども、この点についてご答弁をお願いします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 田園風景についての価値観については、さまざまなお考えがございませぬし、また、実際営農をその現場でやっておりますので日照の問題もございませぬし、軽々には論じられない問題だろうと思っております。ただ、問題提起として議員からのご質問は真摯に受けとめたいと思っております。

また、仙南地区にあります郷土資料館につきましては、議員ご指摘のとおりと考えております。ただ、収蔵物をどこにどう展示するのかという根本的な課題がございませぬし、今後、公共施設の全体的な利活用の検討の際に、郷土資料館のあり様についてもあわせて検討したいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 次に、公共下水道計画の休止報告についてお伺いいたします。

9月6日開かれた議員協議会の席上、六郷地区で実施されている公共下水道事業について加入率の低調や費用対効果、今後の事業予定地域へのアンケート調査結果を勘案し、19年度計画の見直しとそれ以降の整備計画を抜本的に見直すことが報告されました。抜本的見直しとは、事業の中止を意図するものと受けとめ質問いたします。

公共下水道事業は快適な生活を支える社会資本整備としてだけでなく、町民憲章が掲げる自然環境へ配慮したまちづくりに不可欠です。公共下水道の認可区域内で、同じく環境に配慮し代替えとなる合併浄化槽への補助が可能でしょうか。もし可能としても、任意に設置する合併浄化槽の進捗度が公共下水道にまさるでしょうか。公共下水道事業は地下水を守り育てるまち、雄物川

水系に位置するまちとして、19年度以降も継続し推進すべき事業ではないでしょうか。

また、事業休止となる国道13号や角六バイパス沿い、アクアホール付近の3路線こそ、今後、商業施設や住宅がふえる可能性が大きい地域と考えています。しかし、社会資本整備がおくれた地域に多くの発展は望めないでしょう。美郷町の中心部で交通のかなめとなる3路線の整備計画の中止が、総合計画で主要指標とした人口2万人維持のまちづくりに影響しないか懸念しております。

そして、見直しの根拠そのものが疑問です。公共下水道の加入率の低調は、町が啓蒙努力して改善すべき問題です。もっと時間と労力をかけて努力してください。その努力なしに事業の費用対効果は論じられません。

また、対象区域内の90戸で実施したアンケート調査も、回収結果が48戸にもかかわらず90戸の分母で分析しています。報告では「下水道が必要か」との設問に「必要」と回答した14戸を90分の14で計算し、15.6%と報告しています。これでは全体意見を把握した結論とは言えません。

以上の観点から19年度の公共下水道事業の休止決定は拙速と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

公共下水道計画の休止についてですが、議員ご発言の公共下水道事業休止決定というお話は事実ではありませんので、まずご指摘させていただきます。

さきの議員協議会においては、来年度予定地区について加入に係るアンケートを実施したところ、加入意向が低く投資に見合う効果を考慮すると地区を変更したい旨、また、それ以降の整備計画も抜本的見直しを図りたい旨の説明をいたしました。が、「抜本的見直しを図ること」がイコール「休止」と決めたものではないことにご理解をお願いいたします。

さて、生活雑排水を含む下水処理については、議員ご説明のとおり自然環境に配慮したまちづくりには必要不可欠のものと認識しております。そのため町としては旧町村で実施してきた農業集落排水事業の安定的運営に努めているほか、合併浄化槽の新規導入及び適正管理に補助金を交付しているところです。

また、下水道についても引き続き事業の推進を図るとともに、加入率向上に向けて各般の取り組みを展開しているところです。この中で下水道整備については、合併前に策定された計画どおりに実施してきたことは議員ご存じのとおりです。

しかし、これまでの下水道整備地区においては加入率が高いとはいえ、その結果、投下資本を十分に活用しているとは言えない状況にあります。そのため事業効果を見通した事業推進という行政施策展開の基本に立ち返って考慮し、先般の議員協議会でのご協議に至ったことに重ねてご理解をお願いいたします。

ご質問の下水道認可区域内での合併浄化槽に対する補助についてですが、公共下水道の整備が原則7年以上見込まれない地域は、補助を交付しての合併浄化槽対応が可能となっております。

また、下水処理の進捗については、下水道であれ浄化槽であれ結果的に各世帯のご理解が前提となりますので、現在の段階でどちらがまさるかは論じられませんが、一般論としては人口密度が低い地域では着手から供用開始までの工事期間、経費ともに合併浄化槽の方がすぐれていると言われております。

次に、事業休止の3路線とご指摘されている地域、多分西琴線、角館6号線、中央通り線で囲まれている地域についてと存じますが、当該地区については、ここ10年間では残念ながら新規に建設された住宅はわずかなようです。また、下水道の整備が、その状況を直ちに大きく変化させるとは言えないものと存じます。

したがいまして、言葉を重ねますが休止を決定したわけではありませんので、来年度の事業予定をまずは先延ばしにしたからといって、総合計画の主要指標に直ちに影響を及ぼすものではないと認識しております。

さらに、事業実施地区での加入率の件ですが、町としてはこれまでも説明会や美郷フェスタ等でのPR活動を展開するとともに、今年度は町広報に新たに上下水道コーナーを設け意識喚起に努めているところです。そのおかげもあってか、今年度は例年よりも多い150戸の世帯で新規接続をいただいているほか、現在、工事中ですが36戸が年度内接続の予定になっているところですので、啓蒙努力についてはどうかご理解をお願いいたします。

また、議員におかれましても、何とぞ未加入世帯への意識喚起に引き続きのご協力をお願い申し上げます。

次に、議員協議会で説明したアンケートについてですが、その後、再アンケート調査を10月に実施しております。結果、ご回答いただいた世帯も下水道が必要とする世帯も増加しておりますし、「3年以内に接続できる」と回答いただいた世帯も前回より4戸ふえ11戸となっております。しかし、90戸中11戸では接続見込み率が12%と大変低い状況と言わざるを得ません。

ご指摘のありました分母を90戸にしている件については、前回、今回のアンケートともに、ご回答いただけない方については事業に対してご理解をいただけていない可能性が高いと判断し、

3年以内の加入意思が低いと判断させていただきました。しかし、再アンケートの実施の結果、わずかながらも意識が高まっていることがうかがえますので、今後、さらに別の形での再アンケート等を行い、その結果などを踏まえて整備計画の見直しについて議論、検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 何から質問しているのかちょっと混乱しておりますけれども、まず今の建設課の上下水道の職員体制が3人でやっておられると思うんですけれども、加入率を上げながら新たな新規事業も行うとなると非常にぎりぎりの人数じゃないかなと私、考えております。やはり啓蒙努力するためには時間と労力が必要です。例えば、私の家は化粧品店を経営しておりますけれども、1個のクリームを売るために一人一人のお客さまに直接肌にくっつけてあげて説明して、10人やってそれでようやく1個売れるかどうか、そういう商売をしております。職員が未加入の家に直接行って説明してと、そういうことを言っているのではないんです。やはり事業を行った後のフォローが大切ではないかなと私は考えております。そういうことがちゃんとできていないからこういう数字になっているのではないかなと思うわけで、ですからもう少し職員体制をふやすなり、例えば上下水道課を設置するということもあるんですけれども、それぐらいの覚悟といえますか、姿勢でまず取り組んでいただきたいと。

また、町長、公共下水道と合併浄化槽での比較みたいなこと、確かにこれは昔から議論されております。どちらが効率的にいいのか。ただ、公共下水道は法律のある制度でございます。強制力が一応伴うものでございます。確かに人口密集地ではございませんけれども、なぜ必要かということ十分に説明できれば、私は進捗率は公共下水道の方がまさるのではないかなと思っております。合併浄化槽を設置するとなると新築とかそういうような機会でないとなかなか心が動かないような、そういう気がいたしております。

それから、あそこら辺の住宅は10年間に新築が余りなかったという認識、確かにそうなのかもしれないませんが、私があそこの地域を見ている限りでは、例えば杏授苑の後ろとか、ここ何年来ですごく住宅がふえたなという印象があるんです。あそこら辺は今後もふえるのではないかなと、そういう印象を持っております。そこら辺は認識の違いかなとは思いますが、まずとりあえず三つぐらい言いましたか、そこをお願いします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） まず、上下水道の事業に対してのフォローということのご質問でしたが、

町としては美郷町誕生以降計画どおりに事業を推進し、事業実施後の加入促進、地区に対する説明会やら、それから広報を使つての新たな啓蒙活動をやつてますので、一生懸命頑張つています。それでも事業後のフォローが不足であるとすれば、具体的にどういったフォローがご入り用なのかを逆に議員からご指摘、あるいはご教示いただいて、我々ができる内容であれば一生懸命頑張つてまいりますので、後ほどご教示願いたいと思います。

それから、当該地区についての公共下水道について、その必要性を説明できれば公共下水道の方がまさるのではないかなというようなご質問に関してお答えしますが、その事業の必要性を説明するのが公共下水道であれ農業集落排水であれ合併浄化槽であれ同様の趣旨でありますので、公共下水道だから説明が必要で、合併浄化槽だから必要でないというものではないということにご理解いただきたいと思います。

それから、住宅について今後、増加の可能性についてですが、私は増加の可能性を否定しておりません。ただ、これまでのトレンドからした場合に実態としてそうであると。さらに、今後の下水道が増加の第一の、また最も大きな要因になり得るかということ考えた場合に、当該地区においてもっと喫緊の課題があり、限られた財政の中で何を優先することが町民の幸せにつながるかということ考えた場合の判断もあるだろうということでもありますので、どうかご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 後ほど提案したいこともございます。それは後ほど提案いたします。

最後に1点だけ。この公共下水道事業は、旧六郷町が旧六郷町民に約束してきた事業です。また、議会も議決してきた事業です。旧町村のまちづくりは、それぞれに違います。進んでいる分野もあれば、その分おくられている分野もある。そこら辺は逆にお金の使い方ですから、この地域のこの分はおくられているだけけれども、その分こっちが進んでいるよというのがそれぞれのまちづくりだと思います。それをご理解いただいて、今までやってきた事業だということもご理解いただきながら、中止の決定ではないと言いましたけれども拙速に決定することではなく、時間をかけながら慎重にやっていただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 三たびの説明になりますが、議員もご指摘のとおり休止を決定しているわけではありません。地区の公共下水道に対する意識啓発をアンケート等の形で行いながら、その掘り起こしを踏まえ、投資が生きる環境をつくっていった上で判断をしたいというのが冒頭の答弁でありましたので、答弁の趣旨にご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） これで16番吉野 久君の一般質問を終わります。

これにて昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時50分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後1時00分）

◇ 深 沢 義 一 君

○議長（伊藤福章君） 次に、17番深沢義一君の一般質問を許可いたします。17番深沢義一君、登壇願います。

（17番 深沢義一君 登壇）

○17番（深沢義一君） 通告に従いまして質問をいたします。

私は、年4回の定例会における一般質問は、住民の声を背に議員として政策提言をする最も重要な場であると考えております。特に12月定例会の質問の場は、次年度の行財政編成につながる最も意義の深まる場であると考えているところでもあります。

そうした観点から昨年、あるいは一昨年の12月定例での質問と同様の質問をいたすわけですが、前回はそれぞれ前向きな答弁をいただいたところでありました。しかしながら、昨今の厳しい社会状況、厳しい行財政運営からなかなか具体的な対応とまではいかないのも現実でありまして、私なりに地域の活性化、あるいは地域融和の推進という考えのもとに、再度、次の2点について質問をするものであります。

まず初めに、物販交流に向けた町の取り組みについてであります。

町長の行政報告にもありました「OTAフェスタ」には私も参加させていただき、旧六郷町から培われた太いきずなを改めて感じてまいりましたし、また、大田区の区長を初め区のさまざまな役職の方々、あるいは職員、そして何よりも区民の方々の我が町に対する温情を強く感じてきたところであります。できれば来年はもっと大勢で親戚である大田区へ行きたいものだと思うところでもあります。

さて、昨年も同様の質問をしております。その中でお隣横手市の地域特産品販売課、昨年の12月の段階では仮称ではありましたが、今のマーケティング推進課の新設について昨年も話したところでありますが、そのマーケティング推進課も着実に成果を上げていると聞いております。物を売り込み買っていただくということは簡単なことではなく、まして産地間競争が熾烈な中での販売ですので厳しい状況も考えられるわけではありますが、まずは姉妹提携の大田区からの力添えをお願いしながら、具体的な販売システムの構築を進めるべきと考えます。そのためには物販推進課、あるいは物販推進班といった専従的職員の配置など具体的な取り組みが必要と考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの深沢議員のご質問にお答えいたします。

物販交流に向けた取り組みについてですが、17年度までは地域交流の窓口である企画課が物販の窓口もしておりましたが、12月定例議会での議員からのご提案を踏まえるとともに、課の設置目的等を勘案し18年度からは交流部門と物販部門を分離し、それぞれの目的を追求しやすい体制に分けたところです。議員もご存じのとおり物販は本年6月に町、町商工会、商店会、農協、生産物直売ネットワーク、三セク会社を構成メンバーにして立ち上げた美郷町交流市実行委員会が主体的に担っており、11月11日から12日には会活動の一環として東京大田区の「OTAフェスタ」にも参加しておりますが、このことは先ほど議員がご指摘のとおりであります。所管は商工観光課になっております。

また、人的交流は美郷町都市交流会が主体的に担っており、東京大田区やつくば市、霞ヶ浦市などに加え台湾瑞穂郷との友好交流にも努めているところですが、所管は企画課となっております。

人的交流及び物販を推進する部署の新設については、ご提案としては非常に意義深いものと認識しますが、ご提案の課が年間を通じてフル稼働するということを前提とすれば、課の業務内容と分担については、かなり精査していかなければならないものと存じます。こうした観点で考慮しますと、現段階では企画課と商工観光課とは別に新たな部署を設置することは非常に困難なものと存じますが、今後、職員体制を見通しますと、いつかの段階で組織機構の再編整備が必要になります。このたびのご提案はその際の検討事項にしたいと存じます。それまでの間は両課に加えまして今現在、農政課や教育委員会など関係各課で連携を図っておりますので、そういった庁内の連携強化を維持することに加えまして、両会がそれぞれ目的達成に向けて着実に取

り組みを重ね、町にとって望ましい環境を構築していくように努めてまいりたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 再質問であります。

昨年の段階では計画であった堆肥センターの設置も具体的に進んでおります。また、集落営農の推進などさまざまな農業支援もしております。こうした事業の効果を生かすためにも、販売支援も重要であると考えます。そうしたことから今年度はいろいろな形で支援しているということも実感はしております。

ところで、この間のOTAフェスタに行っておりまして、やはり生産している農家の顔が見える、そしてまた顔が見えるところからくる信頼性、そういったものが非常に消費者にも大きなPRになっていると、そういうふうに思っております。そういうことを考えていきますと、私なりに考えるには今後、アンテナショップといったものの開設というのは、当町においても非常に意義あるものと考えますが、例えば、先ほどの答弁の中にありましたように来年度からすぐということではないにしても、今後ぜひともアンテナショップといったものの開設に向けた具体的な検討をお願いしたいものだと思います。現にOTAフェスタの中で区の職員の方々と話してみますと、ぜひやってみると、うちらも応援するよと、そういう声を実際に受けて、私なりにはそういうふうに解釈してきたところでもありますし、どうかひとつ今後検討していただきたいと思いますが、そのことについて、まずは現段階でのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり友好都市提携を結んでいる大田区との物販を促進するということについては同様の意義と、それから価値があると認識しております。その上で町としましても一定の頻度で美郷町のものが大田区民に提供できるような仕組みを構築したいというふうに考えております。その具体の仕組みについて、先般のOTAフェスタの際に大田区内の一定の地域内での商店の空き店舗状況とかのお話がないかというリサーチもしてございますし、今後の定期的な美郷町からの物販、物流のあり方については、そういった周辺事情、並びに大田区における受け入れ状況、さまざまな観点を加味して今後の検討課題にさせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 農業だけにとどまるわけではないんですが、特に農業を取り巻く状況が敵

しい中であって、そうした取り組みが生産する農家、農業者への大きな励みとなり、そして、何よりも所得につながるものと思いますので、ぜひとも強力な推進をお願いしたいと思います。

それでは、次に防災行政無線設置についてであります。

このことにつきましても一昨年同様の質問をいたしておりますし、そのときの答弁には導入コストなどを把握し、防災計画策定に当たってその整備の必要性を検討するとありました。そして、美郷町地域防災計画も本年策定され、その中の震災対策編第2章第5節通信及び放送施設、災害予防計画第2町の通信施設に、消防救急無線施設は有事の際は迅速に対処できる体制が整備されており、アマチュア無線、タクシー無線等の民間無線との協定により、災害時の円滑な情報提供が得られるよう連携を図っていくとあります。そして、その提携もなったところであります。

そしてまた、防災行政無線の今後の設置についても検討するということが明記されております。地震等の広範囲における災害、有事の場合重要なことは、言うまでもなく情報の伝達であろうと思います。そしてまた、生の声、生の情報こそが心のよりどころとなり、二次災害などへの対応へとつながるものと考えます。

そうしたことから防災行政無線の必要性を強く訴えるわけではありますが、加えて本年10月21日に総務省、消防庁は他国の弾道ミサイル攻撃や地震、そして津波などの緊急情報を人工衛星経由で全市町村に一斉通報する「全国瞬時警報システム」の整備に向け、各市町村へ受信装置を配備する方針を打ち出しております。防災行政無線を備える全国約1,400の市町村に、来年度から2カ年、約700個ずつ配備し、防災無線のない市町村には整備が済み次第配備を急ぐとあります。現在、全国では合併により市町村数が大幅に減少したことから数値をそのままのみにすることはできませんが、70%を超す自治体が同報系の無線を整備され、他のシステムと合わせると整備率は94%にもものぼっているようであります。最近では羽後町でも本年4月に防災行政無線を設置されており、有事に対する備えはもとより平常時においても地域に密着したさまざまな情報の連絡にも活用され好評であると聞いております。特に昨今の事件、事故のたえない小学校児童の下校時の呼びかけや防犯の呼びかけなど安全・安心対策へも効果あるものと聞き、地域に密着した情報システムとして大変有効な設備であると改めて感じたところであります。財政厳しい中ではありますが、合併特例債の活用などにより、ぜひ設置に向け進めていただきたいものと考えます。町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成16年12月定例議会において、議員より災害時の情報伝達等についてご質問をいただくとともに、その際の答弁を踏まえ、平成18年3月に策定した美郷町地域防災計画では、議員ご指摘のとおり防災行政無線については今後の設置について検討する旨定めたところであります。

しかしながら、災害はいつ起こるかわかりませんので、現段階で対応できることは直ちに対処することとし、通信手段の確保については本年9月に役場庁舎にアマチュア無線局を設置するとともに、町内のアマチュア無線、タクシー無線との協定を結び、災害時の情報収集及び連絡体制への強化に努めたところです。

その上での防災行政無線の整備については、各般の環境変化も見通しながら検討を重ねていくことが肝要と認識しておりますが、議員ご指摘のとおり国では現在、国民保護のための情報伝達の手段として、県や市町村に対して瞬時に情報を提供できるように平成19年度予算において「全国瞬時警報システム」、通称「Jアラート」というそうですが、その整備を要求しているようです。このシステムでの情報は人工衛星を通じて全国に配信され、さらに各市町村では、それぞれの防災行政無線を通じて住民に伝達されることを想定しているとのことですので、防災行政無線の位置づけはさらに高まることとなります。そのため防災行政無線の整備については、まずは来年度の国の予算化状況を把握するとともに、Jアラートのシステム構成や内容も把握し検討していくことが効率的かと存じます。そのためもう少し国の状況、推移を把握、さらには私どもの検討の時間をちょうだいし、その具体化についての検討をさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 大変前向きな答弁いただいたと認識いたしましたところであります。過去に大変大きな震災のあった当町にとって有事に備えることはもちろんであります。私の一番根底にあるのは、有事に備えるということと同報系の無線システムということによる町長が町政のキーワードとする「融和と前進」のためにも、そして、この町がことごとぬくだまる、心の通い合う町になるためにも生の声の放送、大変意義あると考えるところであります。どうかひとつ早期の実現を願いまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤福章君） これで17番深沢義一君の一般質問を終わります。

◇ 鈴木良勝君

○16番（吉野 久君） 次に、5番鈴木良勝君の一般質問を許可いたします。5番鈴木良勝君、登壇願います。

（5番 鈴木良勝君 登壇）

○5番（鈴木良勝君） 今回は、2007年問題の一つでもあります団塊の世代の退職後の受け入れ対策についてをお伺いしたいと思います。

これは、第二次世界大戦直後の1947年から49年ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代、いわゆる団塊の世代と言われている方々が2007年度から定年を迎えます。その数は全国で約690万人とも言われており、その世代の中には定年後は故郷に帰りまして、自然環境に恵まれた場所で小さいながらも田畑を耕しながらのんびりと第二の人生を送りたいといった構想を持っておられる方も少なくないようです。そうした方々の受け入れに、全国の自治体が独自の呼び込み作戦を展開しているというふう聞いております。

秋田県では、昨年7月から8月にかけて、首都圏在住の本県出身者に対する「ふるさと秋田」回帰に関するアンケート調査を実施したそうです。それで「移住を考えている」、「季節限定で検討している」、「将来考えたい」とする考えを持っている割合が3割を示しております。

「ふるさと回帰」への潜在的な需要は、非常に高いとの調査結果を公表いたしました。

そして、今年度においては受け入れ先であります各市町村の独自の取り組みを促すため、市町村の「定住促進プラン」の策定支援から、就職・住宅・余暇活動、そして秋田の魅力等の複合的な情報等を年代や志向に応じた「パッケージ」にして情報提供するなどにより、本県への定住施策を展開するというふうにあります。

美郷町におきましてもホームページ上で空き家・空き地情報など掲載し、「ふるさと会」を中心に働きかけをしているということは存じ上げておりますが、県が示す「定住促進プラン」に準じた施策、取り組みはどのように考えておられるのか、ひとつ伺いたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり団塊の世代が定年退職期を迎える2007年が目前に迫ってきており、その世代の今後の動向については、「2007年問題」と言われるように大きな社会現象になっているところ です。

町では、この「2007年問題」を地域活性化、定住促進のための大きなターニングポイントととらえ、県内ではいち早く定住対策事業としての「美郷町空き家・空き地情報提供事業」を実施し

ているところです。

また、ことし7月には定住・居住推進に向けての関連情報を総合的に発信するため、総務省で開設した「交流居住ポータルサイト」、「交流居住の勤め全国田舎暮らしガイド」に県内4市町とともに参加して、町の空き家・空き地情報を全国に発信しているとともに、10月13日から14日にかけて東京J Aビルで開催された「ふるさと回帰フェア2006」に県内2市とともに参加して、都会からの移住希望の促進を図ったところです。

さらに、県で進めている定住支援総合情報ホームページ「癒しの郷・秋田へ来てたんせ」へも市町村情報として県内4市町村とともに参加し、美郷町の空き家・空き地情報を掲載、Aターン情報誌などにも掲載するなど情報提供に努めているところです。また、不在地主として首都圏に居住されている方へのアプローチとして、「ふるさと会」などを通じて空き家・空き地情報への登録を積極的に呼びかけているところでもあります。

議員ご指摘の「定住促進プラン」については、県が推進しているAターン促進パッケージ事業の一環として市町村に定住促進プラン策定を働きかけるものですが、美郷町ではプラン策定の働きかけを待たずに既に県の事業趣旨に沿った空き家・空き地情報の提供や地場製品の紹介・販売など、プランに盛り込むべき具体的な事業を展開しているところであります。今後もこうした取り組みの必要性を重視し継続していくとともに、さらに定住促進策についての実効を期すために就労や就農などの情報や余暇活動の情報、生活関連情報などをあわせて発信していくなど、定住促進に向けて美郷町としての取り組みの幅を広げてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 5番鈴木良勝君、再質問ですか。（「いや、意見です」の声あり）

○5番（鈴木良勝君） 大変前向きに検討なされているということは承知いたしました。それで、私、ここで他県の取り組みについてひとつご紹介をしたいと思いますが、大分前になりますけれども、8月31日の日経新聞に載った「みちのくユー・アイターン大作戦」という見出しで東北各県の取り組みを紹介した記事があるわけですが、その中から宮城県の丸森町という町の例を紹介したいと思います。

人口1万6,000人のこの町では、2007年の夏から首都圏からの移住者に対し定住用地の分譲を始めようという計画であります。それで、2006年度の予算に4,200万円を計上し、2ヘクタールの用地を買い取り、そして、それを20の区画に区分けしまして低価格で提供し、住宅につきましては契約者が建てるというもので、それにより税収の増加や町の活性化が見込めるというふうにあるわけです。

それで、当町におきましても同様の取り組みは可能だと思います。用地の買い取りの予算までは置かなくても、例えば町で所有している土地等もあるかと思いますが、また、町民に働きかかまして提供していただくという方法もあろうかと思いますが。こうした取り組みが実現できたときには、税収の増加、町の活性化はもとより今、町の最大の課題であります人口減少問題の歯どめ役割を果たすことにもつながると私は思っておりますので、ぜひともご検討をお願いしたいと思います。答弁はいりません。

以上、お願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤福章君） これで5番鈴木良勝君の一般質問を終わります。

◇ 泉 美和子 君

○16番（吉野 久君） 次に、8番泉 美和子君の一般質問を許可いたします。8番泉 美和子君、登壇願います。

（8番 泉 美和子君 登壇）

○8番（泉美和子君） 私は、二つの問題について一般質問いたします。

初めに、子育て支援と教育充実のため新たな県民負担（新目的税）について質問いたします。

秋田県は子育て支援と教育充実のためとして新税を導入し、新たな県民負担を求めようとしています。具体案として六つの選択肢を示し、県民1人当たり年間5,600円から1万2,000円を徴収するとして検討しています。今、県民は小泉構造改革による増税や社会保障制度改悪で暮らしては大変なものとなっており、これ以上の新たな負担は求めるべきではありません。

少子化対策は国全体の大きな問題となり、対策が具体化されつつあります。そういうもとでなぜ秋田県が突出して独自に税金を取って進めなければならないのか、納得できる説明がありません。そもそも少子化対策は県や市町村で行えることは限られております。若者の非正規雇用の激増による結婚もできない低賃金や長時間過密労働、育児休業制度の不徹底、県経済に重くのしかかる米価暴落と農業、農村の崩壊など国全体の取り組みが必要不可欠な課題です。現に国政で児童手当の対象拡大や乳幼児医療費の軽減、出産一時金の増額などがなされ、引き続き医療費の軽減など少子化対策を進めようと議論されています。こうした国の施策は、一つ一つが県と県民の財政負担の軽減につながり、財源のあり方の検討材料となるものだと思います。都道府県レベルでも乳幼児医療費の無料制度は、対象年齢の引き上げや現物給付化など改善の方向にあります。

しかし、秋田県はこうした全国の流れに逆行し、昨年乳幼児医療費無料化制度に一部負担を導入しました。少子化対策を明白に後退させながらなぜ独自に突出して、しかも急いで新税導入を具体化しなければならないのか、県民が納得できる説明をする責任が県にはあると思います。県民との意見交換会でも「県民負担には反対」、「子育てや日々の生活で大変」、「負担がふえるのは困る」、「県の予算で削れるところは削って県民負担はできるだけ求めないようにしてもらいたい」という意見が大半を占めています。

また、県総合政策審議会教育子育て部会の一委員が、「新卒者の雇用が上昇傾向にある都市部に向けて人口流出がますますふえるのではないかと案じられる現在、後世にも引き継ぐことになる税負担は秋田県のマイナスイメージに拍車をかけるのではないかと案ずる」との意見を出しています。県民の理解が得られているとは到底言えないと思います。県内の市長アンケートでも「新税に反対」が32%、「慎重に」が44%となっています。

子育てと教育は自治体の基本的任務の一つで、目的税として徴収する課題ではないと考えますが、町長はどう認識されるのかお伺いいたします。

また、県に対し新税を創設しないよう求めていくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県が次代を担う子どもたちが健やかに育ち、多様な個性を伸ばしていく環境を整えることが大切であるとし、子育て支援や学校教育の充実を重要な施策として継続的に実施していくために子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョンの策定を検討していることは承知しております。

このビジョンは、将来ビジョン策定の基本的な考え方、子育て支援の取り組みのメニュー、教育充実の取り組みメニューで構成され、子育てに関する経済的支援や基礎学力の向上をねらいとした教育活動、学校の再編計画など今後10年間を見据えた施策や事業、必要額、財政負担の考え方などが盛り込まれているようです。県では、サービス水準と財源確保の関係について複数の選択肢を関係者や一般県民に対して提示し意見を求める段階のようであり、町に対しての地域住民の代表者や行政関係者を対象とした将来ビジョンの説明会、意見交換会の開催の依頼があったところです。このように現段階では町に対してもたたき台が示されているのみで、新税導入の趣旨や用途など基本となる部分の詳細な説明を受けておらない中で、一部情報に頼って判断することは適切でないものと存じますので、コメントは差し控えさせていただきます。ご理解をお願いいたします。

また、こうしたことから現時点では新税創設に関して賛成、あるいは反対など具体意思を表明する段階ではない認識ですので、あわせてご理解をお願いいたします。

ただ、このたびの新税創設を目的税として導入するのであれば、県には県が担う役割の中で一般財源で担うべき業務と特定財源で担うべき業務の定義づけや税負担者と用途との関係整理、また公平性の担保についての考え方など、県民に対しての十分な説明が求められるものと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君、再質問ですか。（「はい」の声あり）許可します。

○8番（泉 美和子君） 今、県議会の方でも審議になっておりますけれども、今、町長がおっしゃられたように県民に対しての十分な説明が必要だという声は圧倒的に出されていることです。

それで、まだ中身がしっかりとしたものでないので具体的な答弁はできないということだと思いますが、秋田県民の所得は今、全国平均よりも62万円も少ないという統計が出ています。こういう中で県として新たな税金を取ること、これは秋田県民にとって本当に大きな問題だと思います。こういう所得の少ない中で5,000円、さらに1万円という新しい税金を課せられたら若者もそうですが、夕張市でも「夕張を出ていく」とインタビューに答えている若者を見ましたけれども、秋田県でもそういう可能性が、おそれがある、そういうのではないかと考えられるほど、私は本当に重要な問題だと思います。

中身が定かでないといいながらも、県もたたき台と言ってるわけですが、6種類の選択肢が出されていて、その中で負担がないのは一つの選択しかない。あと五つは全部負担がふえる、そういう案を出していると。そういうことから見ても、これは県民である町民にとっても大きな問題であり、負担も大変ふえることであると思いますので、私は自治体の首長としてぜひ県に対して意見を述べていただきたい。反対というところまでいかないにしても今の十分な県民の声を聞いて検討するよう述べるとか、そういうところでもぜひ考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 先ほどの答弁の繰り返しとなる部分もあるわけですが、具体の話が聞かない限りにおいて、このたびの根幹となる趣旨がどこにあるのか、それから用途についても趣旨との整合性が図られているのか、それから、こういった取り組みの効果についてどういった想定を持っているのかという部分も客観的に把握しない限りにおいてはコメントは一方的なコメントにならざるを得ないと私は思っていますので、県からの具体の話聞いてからの自分なりの考え方にさせてもらいたいと思います。

ただ、先ほど最後に申し上げましたとおり県が担うべき役割の中で、一般財源が担うべきと特定財源で担うべきその定義づけはしっかりさせてもらいたいし、また、公平性の担保、あるいは税負担者と用途との関係整理ということも趣旨にかかわる非常に大きな問題でありますので、そういった部分の説明を県民に十分にすべきではないかというふうな現段階での私の考え方は持っております。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 町長も今、述べられておりますけれども、こういう目的税に子育て、それから教育の充実を持っていく、これを目的税として新たな負担をするということが、私はそこがちょっと問題だと思うんですが、その点町長は今の答弁ではそういうことをおっしゃっていると解釈してもよろしいのでしょうか。これは新たに目的税として取るような課題ではなくて、子育て、教育の充実は自治体として当然やらなければいけない課題だという点ですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） お言葉を返すようですが、そういうことではありません。主観的な立場、主観的な考え方をもって話を伺うのではなくて、まず相手がどういった考え方なのかを聞いてから私どもの判断をしたいということでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 今の段階では県から出されているいろいろな案の考え方がよく分からないということでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 先ほど来、答弁させてもらってますとおり、話を伺ってからでなければ公の場では私どもの考え方を伝えられないということでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 県から直接町長に対してといたしますか、町に対してこういうことをやるという説明がないということですね。それは県の段階で県民から広く意見を徴集するというところでいろいろな機会を設けていますけれども、そういうのを踏まえて今一つの案が出てきて、マスコミ等でも、また県議会にも示されましたので、それに基づいて私は質問しているわけですけれども、正確な中身でないということではないかもしれませんが、直接町長が県からそういうこと

を言われてないにしても、出されている内容、案はご存じかと思います。そういうことで、こういう中身が出されていることに対して県民負担がふえる中身なので、ぜひ住民の立場に立って県に対して意見を申し述べていただきたいというふうに私が質問しているんですが、答弁は同じでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 先ほど冒頭の答弁の中で町に対して地域住民の代表者や、それから行政関係者を対象にした説明会、意見交換会の開催の依頼があるというお話をさせてもらいましたが、それが来年の1月の中旬と予定されておりますので、その際にしっかりと話を伺いたい。その上で自分の考え方をもちたいというふうに思っています。

なお、先ほど再質問か再々質問かちょっと忘れましたが答えましたとおりに、大切なのはその考え方、趣旨であります。経費をかけてでもやるべき内容なのか、それとも経費を求めずやるべき内容なのかは、その取り組みの趣旨を伺ってからでなければわからないわけです。初めから負担なしの前提に立つというふうな立場ではなくて、まずお話を伺ってからその詳細についての自分の考え方をまとめたいということでもありますので、税負担があるなしからスタートするのではなくて、その施策の考え方がどこにあり、その考え方で目指すところに応分の負担がしかるべきなのか、しかるべきではないのかというのは、話を伺ってから自分として判断したいという趣旨でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 次の質問にいきます。

放課後子どもプランについて質問いたします。

厚生労働省と文部科学省が来年度から市町村に放課後子どもプランをつくらせて、総合的な放課後児童対策を進めるとしていますが、当町においてどう実施しようとしているのかお伺いいたします。

放課後子どもプランは、学童保育の放課後児童健全育成事業とすべての子どもを対象にした放課後子ども教室推進事業の二つから成り立つものですが、危惧されるのは都道府県には補助金の一本化を、また実施主体である市町村には一体的、あるいは連携して実施するよう求めていることです。一元化が学童保育の独自の役割をなくすことになるのではないかと不安があります。厚労省と文科省は、予算措置などに伴ってどちらかの事業が安易に吸収されたり廃止されたりすることのないよう徹底していきたくしています。共働き家庭や一人親家庭がふえていることとあわせて、この間、子どもが放課後に被害に遭う痛ましい事件が相次いでおり、学童保育は安全

対策の面からも切実なものとなっています。一本化を口実に「遊びと生活の場」という学童保育の内容を変質させることなく、学童も放課後子ども教室もどちらも充実させることが必要であり、そのことを求めるものです。とりわけ学童保育については、これまでも求めてきましたが、対象年齢の拡大など希望するすべての子どもたちが入所できるよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 子ども放課後プランにつきましては、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を市町村の実施段階で一体的、あるいは連携して実施する放課後対策事業として位置づけられております。

町においては、現在、放課後に保護者が不在の小学校3年生以下の児童を対象として実施している放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育と長期休業時に全学年の児童を対象として実施しているわくわくサマースクール、わくわくスプリングスクール、いわゆる子ども体験教室を実施しております。学童保育については、現在、82名の児童の登録がありますが、要件を拡大して実施した場合、施設の収容規模と利用者数の関係から安全性確保に課題が生ずる可能性があり、現状では事業の拡大実施は困難であることをこれまでもご説明してきたところです。

また、長期休業時に開催している子ども体験教室につきましては、平成18年度は13日間の実施を計画しておりますが、この事業はあくまで長期休業対策として実施している取り組みであり、日常的な実施とするには施設確保や人員などの問題から現段階では難しいものと考えております。

しかしながら、子どもたちを取り巻く環境が刻々と変化している中で、放課後の居場所づくりは今後とも重要な課題である続けるものと存じますので、地域や保護者の主体的なご協力を前提にしてよりよい環境の確保を模索していかなければならないものと認識しております。そのため平成19年度におきましては、町民や小学生を持つ家庭を対象に学童保育等に関するアンケート調査を実施するとともに、学校を含めて各方面からご意見を伺い、実施場所や要件、指導内容などの子育て環境と施設の整備や利用料金などの財政環境をあわせて考えた望ましい環境について検討を重ねてまいりたいと存じます。

したがいまして、19年度の放課後児童対策につきましては、まずは現状維持で実施したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○ 8 番（泉 美和子君） アンケートをとるということでしたので、その後の検討ということになるとは思いますが、今、川崎市とか品川区で行っている全児童対策事業というのがあります。これは、参加したい小学生が自由に参加できる放課後の遊び場の提供事業というものであります。今、来年度に向けて政府が提案しているこの事業とはまたちょっとニュアンスが違う部分もありますけれども、中身として同じようなところもあり、これが学童保育のかわりになるという理由で学童保育を廃止してしまったという、そういう例もあるそうです。それで、こういう一体化の事業をやった場合に、学童保育の方がおろそかになってしまうのではないかという心配の声が出されていると聞いております。

当町では放課後子ども教室の事業が日常的に行われているわけではありませんので、こういうことにはならないわけですが、今の子どもを取り巻く状況を考えて場合に、子どもたちの身体面の安全というだけではなくて、本当に子どもが伸び伸びと安心して遊んだり生活したりできる子どもの居場所といいますが、そういうところがこれからはぜひ必要だと思しますので、そういう立場でぜひ検討していただきたいと思います。

そして、学童保育は生活の場という遊びだけではない一つの特徴がありますので、それをぜひ堅持して、子どもたちが放課後健やかに安全に暮らせるような対策を今後、検討していただくよう要求しまして終わります。

○議長（伊藤福章君） これで 8 番泉 美和子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

○議長（伊藤福章君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

14日午前10時より本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時50分）